

# KPMG Japan e-Tax News



## 税務情報

### 国税庁－「源泉徴収免除制度の対象となる国内源泉所得の改正について」を公表

3月18日、国税庁は「[源泉徴収免除制度の対象となる国内源泉所得の改正について](#)」(PDF 196KB) というパンフレットを公表しました。

国内に恒久的施設を有する外国法人又は非居住者が、納税地の所轄税務署長から源泉徴収の免除証明書の交付を受け、この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その証明書の有効期間内にその支払者が支払う国内源泉所得のうち特定のものについては、源泉徴収を要しないこととされています。

2014年度税制改正により、外国法人又は非居住者の国内源泉所得について帰属主義の考え方方に沿った見直しが行われたことに伴い、源泉徴収免除制度の対象となる特定の国内源泉所得の範囲が、恒久的施設に帰せられるものに限定されることになりました。この改正は、外国法人については2016年4月1日以後に支払を受けるべきものから、非居住者については2017年1月1日以後に支払を受けるべきものから、適用されます。パンフレットでは、改正前後の具体的な特定の国内源泉所得の範囲が示されています。

なお、すでに交付を受けている「源泉徴収の免除証明書」は、その証明書に記載された特定の国内源泉所得の範囲を改正後の規定で読み替えたうえで、新たに改正法の規定に基づく「源泉徴収の免除証明書」の交付を受けるまでの間(有効期限内に限られます)、引き続き使用して差し支えないということです。

### 国税庁－「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）を更新

3月9日、昨年3月に国税庁のサイトに開設された「[申告書の自主点検と税務上の自主監査](#)」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）というページに掲載されている、以下の2つの確認表の内容が更新されました。

#### 《申告書確認表》

法人税・消費税の申告書の自主点検用チェックリスト

#### 《大規模法人における税務上の要注意項目確認表》

決算調整事項や申告調整事項の把握もれ等の自主監査用チェックリスト

これらの確認表は、調査課所管法人（原則として資本金1億円以上の法人）の自発的な適正申告のために作成されたもので、国税当局への提出義務はありませんが、「会社事業概況書」に確認表の「活用の有無」のチェック欄が設けられているほか、税務調査等の際に活用状況が確認されます。

### 国税庁－「新たな会社役員賠償責任保険（D&O保険）の保険料の税務上の取扱いについて」を公表

2月24日、国税庁は、経済産業省からの照会に対する回答として、「[新たな会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いについて](#)」という法令解釈に関する情報を公表しました。

コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会（経済産業省の研究会）が取りまとめた報告書「コーポレート・ガバナンスの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」（2015年7月24日公表）において、一定の手続のもと、会社が会社役員賠償責任保険（株主代表訴訟敗訴時担保部分）に係る保険料を会社法上適法に負担することができるとの解釈が示されました。

この会社法の解釈の明確化を踏まえ、会社が株主代表訴訟敗訴時担保部分に係る保険料を会社法上適法に負担した場合には、役員に対する経済的利益の供与ではなく、役員個人に対する給与課税を行う必要がないことが明らかにされました。

#### 編集・発行

#### KPMG税理士法人

[www.kpmg.com/jp/tax](http://www.kpmg.com/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved..

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.